

# 令和3年度（令和2年分）申告 2月16日スタート

問 町県民税に関する事 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723  
所得税に関する事 玉名税務署（個人課税） ☎0968・72・2125

町県民税申告は、前年中の所得金額や所得控除額などにに基づき、町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを算出する基礎となります。また、年金の手続きや保育所の入所、児童手当・扶養などの申請、福祉などの手続きに必要とされる各種証明（所得証明など）にも利用されます。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

## 町県民税申告が必要な人

- 令和3年1月1日時点で和水町に住んでいた人で、次の①から⑧までのいずれかにあてはまる人
  - ①営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
  - ②配当・譲渡（株式や資産の売買）の収入があった人
  - ③令和2年の途中で退職した後就職しなかった人
  - ④医療費控除などの所得控除を受けようとする人
  - ⑤年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の収入があった人
  - ⑥公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人
  - ⑦住宅を借入金（ローン）で新築または増改築した人
  - ⑧収入（所得）の額の多少にかかわらず、次の行政サービスの利用や給付などの対象になる人
  - ⑨国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
  - ⑩国民年金保険料の免除、保育所の入所、児童手当、児童扶養手当などの手続きをする人
- 町県民税では、収入（所得）の額の多少にかかわらず、町県民税申告をする必要があります。所得税の還付を受けるとき、または給与もしくは公的年金の源泉徴収票に記載してある控除以外の控除（医療費控除など）を追加したいときは、すべての収入（所得）を申告する必要があります。

## 町県民税申告に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証や健康保険の被保険者証など）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 本人の金融機関口座番号がわかるもの
- 事業・不動産収入がある場合 あらかじめ収入と経費の集計を済ませた収支内訳書、帳簿や通帳、経費の領収書など
- 給与・公的年金収入がある場合 給与・公的年金所得の源泉徴収票（原本）
- 株式・資産などを譲渡した場合 年間取引報告書、売買契約書、通帳など
- 医療費控除を受ける場合 医療費などの領収書または証明書、医療費の明細書、保険金などの補てん額が分かるもの
- 社会保険料控除を受ける場合 社会保険や国民年金などの保険料支払証明書・控除証明書、領収書など
- 生命保険料控除か地震保険料控除を受ける場合 保険会社から発行される生命保険か地震保険の控除証明書
- 寄附金控除を受ける場合 寄附先から発行される寄附金控除証明書など
- 住宅借入金等特別税額控除を受ける場合 売買契約書の写しのほか多数の書類が必要です。一度ご相談ください。
- ◎玉名税務署から交付された『利用者識別番号』をお持ちの人は、番号が分かるもの（通知など）をお持ちください。

閉庁日も確定申告相談を受け付けます  
とき 2月21日回、28日回  
午前9時～午後4時  
ところ 熊本西税務署、熊本東税務署

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

咳・発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、来場をご遠慮ください。

職員は手洗い・うがいやマスクの着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆さまも同様に、感染予防をお願いします。

玉名税務署でも確定申告会場を開設します

申告会場 玉名税務署 1階（玉名合同庁舎）  
☎0968・72・2125（自動音声案内「0」）

開設期間 2月16日回～3月15日回  
午前9時～午後4時 ※土日祝を除く

所得税の確定申告をする人へ

確定申告のご相談は、電話による相談、または国税庁HPの税務相談チャットボット「ふたば」をご利用ください。

申告書の作成・提出は、ぜひ、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用したe-Taxをご利用ください。

※申告期限が間近になると、会場は大変混雑し、時間がかかる場合もありますので、早めの申告にご協力ください。

## 申告日程（受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時）

		本庁 1階ロビー	総合支所 第1・2会議室	
2月	16日 回	確定申告（一般） 2月26日回は午後6時まで受付	確定申告（一般） 2月26日回は午後6時まで受付	
	26日 回			
3月	1日 回	中央校区	緑校区	
	2日 回			
	3日 回			
	4日 回	南・西校区		春富校区
	5日 回			
	7日 回			
	8日 回	南・西校区	春富校区	
	9日 回	東校区		
	10日 回			
	11日 回			
	12日 回	神尾校区 3月12日回は午後6時まで受付	神尾校区 3月12日回は午後6時まで受付	

- 期間中はいつでも申告できます。
- 書類整理のため、会場での受付は、3月12日回までとなります。
- 申告の内容によっては、玉名税務署での申告をお願いすることがあります。
- 来場後、受付簿に記入し、番号札を取ってお待ちください。